

# 住民監査請求に係る監査結果報告書

## 第1 請求人

住所

氏名

## 第2 請求の受理

本請求書は、平成17年1月21日付で提出があり、要件審査の結果、同日付で受理した。

## 第3 請求の要旨

提出された請求の要旨は、次のとおりである。

### 1 主張事実（要旨）

川西市で実施された特別保育事業に関する実績報告書に虚偽の金額が記載されていたことによって、長期にわたる補助金の不正受給が発生した。これについては、川西市が実績報告書の内容が適正であるか確認することなく見過ごしてきたことが大きな原因と考えられる。また、川西市が保育所運営を委託している「社会福祉法人A会・B保育園」（以下、「同園」という。）の経営・運営内容はもとより、毎年度提出が義務付けられている書類についてもずさんで、特に法人の会計・監査などの基本的な事務については満足に実行できていないといえる。具体的には以下のとおりである。

- (1) 川西市は、特別保育事業に関する補助事業実績報告書において、虚偽の金額を記載したため、実際にかかった費用以上の金額が補助基本額となり、川西市と同園は、各特別事業実施に対する補助金や委託料を不正に受給していた。
- (2) 川西市は、市立保育所の延長保育を18時30分から19時までの30分間と届けていたのに、実際は18時から19時までを延長保育として、保護者から不当に利用料を徴収し、延長保育促進事業に係る補助金を不正に受給していた。
- (3) 同園は、違法な個別契約（私的契約児）による極端に低額な月極の利用料で多数の児童を長期にわたって毎日預かり、私的契約児を一時保育利用者と偽って川西市に実績報告をし、地域保育センター運営事業（一時保育促進事業）実施に係る委託料を不正に受給していた。
- (4) 同園は、保育所3歳未満児受入れ対策事業について、保育士数が補助事業実施の要件を満たしておらず、同事業実施に係る委託料を不正に受給していた。
- (5) 毎年兵庫県に提出が義務づけられている同園に関する「児童福祉施設指導監査調査票」等の添付書類である決算書類がずさんであったため、過剰に交付された補助金や委託料について返還させる必要がある。

## 2 措置要求

以上の内容から、川西市が不適切な事務処理を行ったことに起因して川西市自身が不正に補助金を受給し、また、関係法令に違反した行為を繰り返す同園に対し、川西市が委託料や補助金を交付することは違法・不当な行為であるため、川西市長に対し、下記のとおり緊急に必要な措置を講じるよう求める。

### 記

- (1) 川西市や同園が実施する「延長保育促進事業」「乳児保育促進等事業」「子育てゆとり創造センター事業」「地域保育センター運営事業」「保育所地域活動事業」「保育所3歳未満児受入れ対策事業」について、違法・不当に交付された平成14年度分以降の補助金や委託料を同園に対して返還させること。
- (2) 関係法令に従った適正な特別保育事業を実施し、特別保育事業の委託事業者に対しては特別保育事業が適正に実施されるよう監理監督を充実させること。
- (3) 違法・不当な行為を繰り返す同園の理事会役員の人選を早急に再検討し、入所児童の健全な保育環境と入所児童保護者の安心を保障すること。

## 第4 監査の実施

### 1 監査の対象期間

請求人は、措置要求の中で「違法・不当に交付された平成14年度分以降の補助金や委託料を同園に対して返還させること」と主張しているが、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、請求の対象である当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない旨同条第2項本文で記載されている。これを本請求に照らして考察すると、特別保育事業に係る委託料は、年4回、3カ月ごとに支払っており、平成14年度から平成16年度まで川西市が同園に支払った委託料の支出は、平成14年度については、最終の精算が行われた日が平成15年5月1日であり、地方自治法第242条第2項の規定による当該行為のあった日又は終わった日から既に1年を経過した後に本請求が提出されており、これを監査の対象とすることはできない。同様に平成15年度の1回目（平成15年7月17日支出）及び2回目（平成15年10月23日支出）の支払分についても支出の日から1年を経過した後に本請求が提出されているが、4回目（平成16年4月22日支出）の支出時に平成15年度分1年間の委託料の精算が行われているため、平成15年度については4月～3月の1年間を監査の対象とした。また、平成16年度は本請求のあった平成17年1月21日現在で支出の手続きが行われている4月～12月分について監査の対象とした。

### 2 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 川西市が特別保育事業に関する補助事業実績報告書において、虚偽の金額を記載したため、実際にかかった費用以上の金額が補助基本額となったのかどうか。
- (2) 川西市立保育所の延長保育を18時30分から19時までの30分間と届けていたのに、実際は18時から19時までを延長保育として、延長保育促進事業に係る補助金を不正に受給し

ていたのかどうか。

- (3) 同園が月極で多数の児童を長期にわたって毎日預かり、一時保育利用者と偽って川西市に実績報告をしていたのかどうか。
- (4) 同園が実施した保育所3歳未満児受入れ対策事業について、保育士数が補助事業実施の要件を満たしていたのかどうか。
- (5) 同園の運営者である社会福祉法人A会の決算書類について、兵庫県や川西市がその内容を調査する必要があるのかどうか、あるいは、補助金や委託料が過剰に交付されたのかどうか。

### 3 監査対象部局 健康福祉部

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく新たな証拠の提出はなく、陳述の機会については、請求人が希望しなかったため実施していない。

### 5 関係職員からの事情聴取等

請求人が主張する事実を確認するため、監査対象部局から関係書類を提出させるとともに、健康福祉部長、同部すこやか子ども室長、同部同室保育所担当主幹等から請求人の主張に対する意見及び本件に係る委託料等に関する事務処理についての事情聴取を行った。

### 6 監査の期間

平成17年1月21日から平成17年3月22日まで

## 第5 監査の結果

本件請求の監査の結果は、地方自治法第242条第8項の規定に基づき、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本請求に係る措置の請求は認められない。

以下、監査対象事項の概要及びその判断について述べる。

### 1 監査対象事項の概要

#### (1) 同園との特別保育事業に係る委託契約について

平成15年4月1日締結の川西市長と社会福祉法人A会理事長との委託契約書(以下、「委託契約書」という。)第1条によると、「川西市は、児童福祉法第35条及び兵庫県が定めた保育所設置認可等要綱に基づく事業を社会福祉法人A会に委託するものとする。」とあり、具体的には、社会福祉法人A会が経営する兵庫県知事認可保育所である同園に保育所運営事業及び特別保育事業を委託しているものである。

この委託契約書の第4条(委託料)には「川西市は、委託料として児童福祉法による

保育所運営費、及び川西市が定めた私立保育所特別保育事業実施要綱（以下、「市特別保育要綱」という。）による特別保育事業費を支払うものとする。」とあり、川西市が支払う委託料は、児童福祉法による保育所運営費（以下、「保育所運営費」という。）と市特別保育要綱による特別保育事業費に区分されている。

川西市が同園に対して委託している特別保育事業は、今回、請求人が主に監査請求の対象としている、一時預かり保育を実施する「一時保育促進基盤整備事業」、通常の開所時間を超えてその前後の時間に保育を実施する「延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業」、3歳未満児を担当する保育士の配置経費の一部を補助する「保育所3歳未満児受入れ対策事業」の3事業のほか、育児不安の相談、子育てサークル等への支援等として実施する「地域子育て支援センター事業」、地域の保育需要に応じた一体的な活動支援としての「保育所地域活動事業」及び乳児の保育を実施する「乳児保育促進等事業」の3事業を合わせた合計6事業である。

これらの事業費は、それぞれにおいて補助単価及び負担区分（国、県、市）が決められており、毎月の通常の保育所運営費とは別に、特別保育事業費として6事業の事業費を合計した額を原則として年4回、3カ月ごとに同園に対して支払っており、平成15年度は20,634,750円、平成16年度は平成17年1月21日現在で10,861,020円を支払っている。

## (2) 特別保育事業の概要について

特別保育事業については、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」のなかで「特別保育事業実施要綱」（以下、「厚生省要綱」という。）が制定されている。これを受けて、兵庫県においては、各特別保育事業の実施要綱を定めており、さらに、川西市においても民間認可保育所に対して特別保育事業の委託を行うにあたり、市特別保育要綱を平成14年4月1日付で制定している。

特別保育事業のうち、第3請求の要旨の1主張事実(2)、(3)、(4)で対象としている3事業についての事業概要は、次のとおりである。

### ア 延長保育促進事業

事業内容は、就労形態の多様化や通勤時間増大等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育等長時間の開所に取り組む保育所に対して補助を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

当該事業は、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの（以下、「開所時間前後の対応分」という。）並びに11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね、30分、1時間の延長保育又は平均対象児童数5人以下の延長保育を実施するもの（以下、「延長保育分」という。）との二つに区分して規定されており、川西市立の9保育所はすべて、二つの区分を重複して当事業の適用を受けている。

事業費用は、実施保育所が保護者から一部負担金を徴収するとともに、国・県・市

の事業費負担割合としては、国1/2、県・市1/4ずつであり、平成15年度の補助額は、開所時間前後の対応分が「月額374,300円」、延長保育分が「年額300,000円に延長保育料の減免を行った児童1人当たり35,000円が加算された金額」によりそれぞれ算出されている。

#### イ 一時保育促進基盤整備事業

(兵庫県の事業名は、平成15年度までは「地域保育センター運営事業」で、平成16年度から「一時保育促進事業」に変更されている。以下、当事業を「一時保育促進事業」という。)

事業内容は、断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や専業主婦家庭等の育児疲れ解消や急病に伴う一時保育に取り組む保育所に補助を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

事業費用は、実施保育所が保護者から一部負担金を徴収するとともに、国・県・市の事業費負担割合としては、それぞれ1/3ずつとなっている。平成15年度の補助額は「日額1,800円又は900円×年間延利用児童数」により算出されている。

#### ウ 保育所3歳未満児受入れ対策事業

事業内容は、育児休業の普及等に伴い、増大している3歳未満児の保育ニーズに保育所が積極的に対応していくため、保育士配置経費の一部を補助することにより、3歳未満児の円滑な入所の促進を図り、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりに資することを目的とするものである。

当事業には国庫補助はなく、県・市の事業費負担割合は、1/2ずつであり、平成15年度の補助額は「年額439,950円(上限)」により算出されている。

## 2 監査対象事項に対する判断

以下、監査対象事項に対する各々の判断について述べる。

- (1) 川西市は、特別保育事業に関する補助事業実績報告書において、虚偽の金額を記載したため、実際にかかった費用以上の金額が補助基本額となり、川西市と同園は、各特別保育事業実施に対する補助金や委託料を不正に受給していたとの主張について。

特別保育事業に係る平成15年度分の兵庫県への補助金交付申請等の手続きについては、平成16年1月23日付で、同園が実施する特別保育6事業についてそれぞれ補助金交付申請書を提出しており、事業終了後の平成16年4月8日付で、補助事業実績報告書を提出し、補助金額が確定しており、それに基づいて平成16年5月28日に補助金が交付されている。この補助事業実績報告書には、各特別保育事業に係る事業費収支精算書、実績調書、実績明細書等を添付書類として提出する必要がある。このうち、実績調書については、事業を実施した保育所(以下、「実施保育所」という。)ごとに、「対象経費支出済

額」「寄付金その他の収入額」「算定基準による算定額」等を記載するようになっており、実施保育所の合計した金額を事業費収支精算書に記載することとなっている。事業費収支精算書には、請求人の主張するとおり、対象経費支出済額から寄付金その他の収入額を差し引いた差引額（以下、「対象経費差引額」という。）と算定基準による算定額（以下、算定基準額という。）のどちらか少ない方を県補助基本額として記載することとされている。

請求人は、川西市は何ら根拠のない虚偽の金額を対象経費支出済額として記載したと主張しているが、対象経費支出済額から寄付金その他の収入額を差し引いた対象経費差引額の記載内容について市健康福祉部は、「特別保育事業は市が主体となって行う事業であるため、対象経費差引額は一時保育促進事業を除き、市が実施保育所に支出した額（以下、「支払委託料」という。）となり、実施保育所が事業に要した費用から保護者負担金を差し引いた金額（以下、「事業費用」という。）とは必ずしも一致しない。つまり、事業費用が算定基準額を上回っていれば、自動的に対象経費差引額と算定基準額が同額となる。」との説明であった。このことから、対象経費差引額には、一時保育促進事業については事業費用を記載しており、それ以外の事業については支払委託料と事業費用のどちらか少ない方の金額を記載することとされている。実際には、対象経費差引額に記載された金額は算定基準額と同額であったことから、支払委託料が記載されており、この記載方法については兵庫県にも認められているものである。

また、請求人は実際にかかった費用以上の金額が県補助基本額となったと主張しているため、平成15年度の同園に係る対象経費差引額及び算定基準額と同園の事業費用について調査を行った。同園の事業費用について市健康福祉部は、「事業費用は同園から口頭で報告を受けている。」とのことであったので、同園の事業費用について確認するため、市健康福祉部を通じて同園から事業費用が記載された書類の提出を求め、同園の「事業費用」と「対象経費差引額」及び「算定基準額」とを比較したところ、下表のとおり、一時保育促進事業を除き、いずれも事業費用が対象経費差引額を上回っていることが確認できた。また、一時保育促進事業については、事業費用が算定基準額を上回っていることが確認できた。

（単位：円）

事業名	事業費用(保護者負担金差引後の金額)	対象経費差引額(寄付金その他の収入額差引後の金額)	算定基準額
延長保育促進事業	7,620,900	4,491,600	4,491,600
保育所地域活動事業	242,000	107,000	107,000
乳児保育促進事業	9,050,000	2,245,800	2,245,800
一時保育促進事業	2,439,850	3,100,000	2,394,000
子育てゆとり創造センター事業	8,050,000	7,844,400	7,844,400
保育所3歳未満児受入れ対策事業	16,250,000	439,950	527,940

以上のことから、川西市が同園に対して事業費用を書類として提出させていなかった

ことは、適切を欠いた事務処理方法であることは否めないが、前述のとおり、同園の事業費用が対象経費差引額又は算定基準額を上回っており、各特別保育事業に係る補助事業実績報告書の添付書類である実績調書の対象経費支出済額に記載した金額には根拠があり、虚偽の金額でないことが明らかであることから、請求人の主張には理由がない。よって、本請求に係る措置の請求は認められない。

なお、平成16年度の委託料については、平成16年度の特別保育事業に係る補助金交付申請等が監査請求時に未だ手続きされていないので、これを監査の対象とすることはできない。

- (2) 川西市は、川西市立保育所の延長保育を18時30分から19時までの30分間と届けていたのに、実際は18時から19時までを延長保育として保護者から不当に利用料を徴収し、延長保育促進事業に係る補助金を不正に受給していたとの主張について。

川西市が行う延長保育促進事業は、兵庫県の延長保育促進事業実施要綱（以下、「県延長保育要綱」という。）に基づいて実施されており、市立9保育所はすべて当事業の対象となっている。

平成15年度における川西市立保育所の開所時間については、延長保育促進事業にかかる補助事業実績報告書の添付書類である平成15年度延長保育促進事業実績明細書によると、市立の9保育所における通常の開所時間については、「7時30分～18時30分」の11時間と、延長保育を含めた開所時間については、「7時30分～19時00分」の11時間30分とそれぞれ報告し、実際に保育を行っている。つまり、18時30分から19時00分までの30分間を延長保育時間として報告し、30分延長の場合の算定基準に基づいた補助金の交付を受けているのであるから、何ら問題とするべきものではなく、延長保育事業にかかる補助金を不正に受給していたとの主張には理由がない。よって、本請求に係る措置の請求は認められない。なお、平成16年度については、補助金交付申請等の手続きが監査請求時に未だされていないので、監査の対象とすることはできない。

また、「保護者から不当に利用料を徴収していた」との主張については、市が保護者から利用料を徴収する行為は、地方自治法第242条第1項の規定による財務会計上の行為に直接該当しないため、監査の対象とすることはできない。

- (3) 同園は、違法な個別契約（私的契約児）による極端に低額な月極の利用料で多数の児童を長期にわたって毎日預かり、私的契約児を一時保育利用者と偽って川西市に実績報告をし、地域保育センター運営事業（一時保育促進事業）実施に係る委託料を不正に受給していたとの主張について。

一時保育促進事業は、委託契約書第4条に規定する市特別保育要綱に基づき委託されているものであり、市特別保育要綱第3条では、「特別保育事業費の交付の対象となる保育所は、（中略）兵庫県知事の承認を得たものとする。」と規定されている。従って、当該事業の根拠規定は、兵庫県の地域保育センター運営事業実施要綱（平成16年度より一

時保育促進事業実施要綱に名称変更。以下、「県一時保育要綱」という。)によるものとされる。

県一時保育要綱の第3の(1)対象児童等の要件は、「本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ次の、のいずれかに該当するものであること。」と規定されており、該当の要件として、保護者の就労形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童、保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童、保護者の育児疲れ解消等私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童(障害者や児童の減少した地域の児童を体験的に入所させ、集団保育をするため等により、保育を必要とする児童を含む)という3つの要件のいずれかに該当する必要がある。

川西市が兵庫県に提出した平成15年度地域保育センター運営事業(一時保育促進事業)実績明細書によると、平成15年4月～平成16年3月に同園で一時保育を利用した児童数は、上記～に該当する児童を合わせ、延べ1,393人となっている。また、市健康福祉部から提出を受けた資料によると、平成16年4月～12月に同園で一時保育を利用した児童数は、延べ733人となっており、1日当たり概ね5名の児童が利用している。

請求人が「極端に低額な月極の利用料で多数の児童を長期にわたって毎日預かり、一時保育利用者と偽って実績報告をし、委託料を不正に受給していた。」との主張について、一時保育利用者への保護者負担については、厚生省要綱[別添2 一時保育促進事業実施要綱 5 費用の(1)]において、「実施保育所は、事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定すること。」と規定され、また、県一時保育要綱[第5 県の助成等の(1)]においても同様の規定があり、いずれも一時保育利用者への保護者負担の設定について規定されているものの、具体的な保護者負担の金額までは規定されておらず、料金の設定は各保育所に委ねられているのが実状である。同園の場合、保護者負担金として年齢により1日2,000円～3,000円又は1時間400円の利用料金を設定している。また、同園においては、一部、月極料金を設定し保護者負担金をまとめて徴収しているものもあるが、月極料金の設定の可否についても県一時保育要綱等では何も規定されておらず、徴収方法、料金設定等は各保育所に委ねられており、一時保育といえども定期的に利用すればかなりの高額となるため、ある程度割引となる月極料金を設定することは、一時保育の要件を満たしている限り問題ないといえる。

また、同園において長期にわたって平均週3日以上一時保育を利用している事例が見受けられた。これらについては、「いずれも短期の予定で一時保育利用を始めたものの、それぞれの家庭の事情等によるやむを得ない理由で長期にわたってしまったものである。」との説明を受けたが、一時保育の認定については厳正に対処する必要があると考えられる。しかしながら、当初に一時保育利用の要件を満たしているとして受け入れた児童について、各家庭の事情等により結果的に長期にわたり保育を行ったからといって、そのことをもって一時保育利用者として実績報告をしていたとまではいえず、ましてや委託料を不正に受給していたとする請求人の主張には理由がない。よって、本請求に



係る措置の請求は認められない。

- (4) 同園は、保育所3歳未満児受入れ対策事業について、保育士数が補助事業実施の要件を満たしておらず、同事業実施に係る委託料を不正に受給していたとの主張について。

保育所3歳未満児受入れ対策事業は、委託契約書第4条に規定する市特別保育要綱に基づき委託されているものであり、市特別保育要綱第3条では、「特別保育事業費の交付の対象となる保育所は、(中略)兵庫県知事の承認を得たものとする。」と規定されている。従って、当該事業の根拠規定は、兵庫県の保育所3歳未満児受入れ対策事業実施要綱(以下、「県3歳未満児対策要綱」という。)によるものとされる。

この保育所3歳未満児受入れ対策事業は、県3歳未満児対策要綱で、「乳児保育促進事業を実施する保育所においては、1・2歳児とする。」と規定されていることから、同園では、乳児保育促進事業の対象期間である平成15年4月～9月及び平成16年4月～6月については1・2歳児のみが対象となり、対象期間以外の平成15年10月～平成16年3月及び平成16年7月～12月については、0～3歳児が対象となっている。

請求人が補助事業実施の要件である「3歳未満児担当保育士配置状況」や「全体保育士配置状況」を満たしていないと主張していることについて、県3歳未満児対策要綱の第3の(2)職員の配置で、「本事業の対象となる保育所は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下、「最低基準」という。)第33条第2項及び『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5)(以下、「厚生省局長通知」という。)第1の1に規定する保育士等(定員90人以下の保育所の場合は1名)を配置すること、3歳未満児の保育士配置において、乳児数を3で除した数と1・2歳児数を6で除した数の計(小数点以下を切上げ)以上の保育士を配置していること。」と規定されている。つまり、本事業を実施するための保育士の配置基準は、3歳未満児を含む保育所全体の保育士数が最低基準配置の保育士数に1名加算した保育士を配置していること及び3歳未満児の保育士数が上記で算出した以上の保育士を配置していること、という2つの要件を共に満たしていることが必要とされている。

この県3歳未満児対策要綱に基づく保育士配置基準に当てはめて、監査の対象期間である平成15年4月から平成16年12月までの保育士の配置状況について、市健康福祉部からの提出資料に基づいて調査してみると、まず、「最低基準配置の保育士数に1名加算した保育士を配置していること」、という要件を満たしているかどうかを調査すると、定数(最低基準+1名)9名～14名のところ常勤の保育士が13名～17名確保されており、それぞれ常勤の保育士だけで基準を満たしていることが確認された。次に、「3歳未満児の保育士配置において、乳児数を3で除した数と1・2歳児数を6で除した数の計(小数点以下を切上げ)以上の保育士を配置していること」、という要件を満たしているかどうかを調査すると、平成15年4月～9月は、必要な保育士数6名～7名のところ常勤の保育士7～8名が配置され、平成16年4月～9月は、必要な保育士数5名～10名のところ、常勤の保

育士6名～10名が配置されており、常勤の保育士だけでそれぞれ基準を満たしていることが確認された。また、平成15年10月～平成16年3月は、必要な保育士数11名のところ、常勤の保育士8名～10名のほか、パート（非常勤）保育士5名～7名が配置され、平成16年10月～12月は、必要な保育士数10名～11名のところ、常勤の保育士9名のほか、パート保育士4名～5名が配置されていた。この結果、平成15年10月～平成16年3月及び平成16年10月～12月については、常勤の保育士だけでは必要な保育士数に1名～2名不足することとなり、基準を満たしていないこととなるが、別途3歳未満児担当のパート保育士が4名～7名配置されており、基準を満たしていることを確認した。なお、パート保育士の定数上の取扱いについては、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）で規定されており、同規定による条件も満たしていた。

以上のことから、保育所3歳未満児受入れ対策事業が県3歳未満児対策要綱の要件を満たしており、請求人の主張には理由がない。よって、本請求に係る措置の請求は認められない。

- (5) 毎年兵庫県に提出が義務づけられている同園に関する「児童福祉施設指導監査調査票」等の添付書類である決算書類がずさんで、実態からかけ離れた内容であったため、過剰に交付された補助金や委託料について返還させる必要があるとの主張について。

同園を経営する社会福祉法人A会の決算書類については、委託契約書第6条3で「社会福祉法人光会は委託業務終了後、速やかに事業実績報告書及び歳入歳出決算書を川西市に提出するものとする。」との規定により、川西市は同園より決算書類の提出を受けているものである。決算書類を提出させている目的について市健康福祉部に聴取すると、「決算書類は保育園の運営が資金的に無理がないか等を確認するために提出させているもので、決算内容について市が調査等を実施することは特別な事由がない限りは想定していない。」との説明であった。事実、委託契約書及び委託業務仕様書においても同園の決算書類の内容によって、特別保育事業に係る同園への委託料が減額されるとの規定は見受けられないし、類推することもできないことから、市が委託契約書に基づいて決算書類の提出を受けているからといって、その内容を審査し、特別保育事業に係る委託料の減額対象とすることまでは求められていないといえる。

一方、社会福祉法人及び保育所等の児童福祉施設の指導監査は、それぞれ社会福祉法及び児童福祉法により、原則として共に都道府県が行うこととされており、指導監査の方法、監査事項等については、それぞれ「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）及び「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号・厚生省児童家庭局長通知）によって定められており、いずれも決算書類の内容に関する事項も含まれている。これにより兵庫県が実施した社会福祉法人A会に対する指導監査の結果については、平成15年7月16日付神北（宝

健)第5572の2号及び平成17年2月24日付神北(宝健)第2494の2号による川西市長宛兵庫県阪神北県民局長の「社会福祉法人等指導監査の結果について(通知)」にそれぞれ記載されているが、会計処理についての指摘事項はあるものの、いずれも請求人の主張するような不正経理や粉飾決算等については特に指摘されていない。

以上、兵庫県が当該法人の決算書類が不適正であるとは指摘しておらず、特別保育事業の実施に伴う川西市への補助金についても、それが原因で減額された事実はなく、請求人の主張には理由がない。よって、本請求に係る措置の請求は認められない。

以上